

社会的養護自立支援拠点事業の概要（令和 6 年 4 月施行）

【目的】

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（「社会的養護経験者等」）の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、**相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びに関係機関との連絡調整**を行うとともに、帰住先を失っている場合等において、一時的に滞在させ、居住支援、生活支援を行うこと等により、将来の自立に結びつける。

【根拠規定】

児童福祉法第 6 条の 3 ⑩（社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業）

【事業内容】

分類	事業名	事業内容
必須事業	・相互交流の場の提供 ・支援計画の策定 ・相談支援	・社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供する。 ・社会的養護経験者等が抱えている日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて他の関係機関と連携し支援を行い、継続した支援が必要なものについて支援計画を策定する。
任意事業	・心理療法支援 ・法律相談支援 ・一時避難的かつ短期間の居場所の提供	・メンタルヘルスや精神疾患等の相談、法律的な対応が必要な問題についての相談に応じる。 ・社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

【実施体制】

支援コーディネーター（管理者）、生活相談支援員、就労相談支援員を配置

令和 6 年度実績

	事業所名	事業者	所在地	開始年度
区部東部	B4S PORTあきば	NPO法人ブリッジフォースマイル	台東区柳橋1-6-2 アーク柳橋 4 0 1	令和 5 年度
区部西部	日向ぼっこ	NPO法人日向ぼっこ	新宿区下落合-3-16 ジョリーメゾンヌベル下落合202号室	平成 2 0 年度
多摩地区	アフターケア相談所ゆずりは	社会福祉法人子供の家	国分寺市本多1-13-13	平成 2 5 年度

社会的養護自立支援拠点事業（ふらっとホーム事業）について

令和 7 年度の対応

補助事業化するとともに、**一時避難的かつ短期間の居場所の提供等の予算を拡充**

審査結果

令和 7 年度実施事業者	所在地
NPO法人ブリッジフォースマイル	台東区
NPO法人日向ぼっこ	新宿区
社会福祉法人子供の家	国分寺市、江東区
一般社団法人リーチ奨学育英会 (新規)	立川市

▶ 令和 6 年度受託 3 事業者に 1 事業者を新たに加え、**4 事業者へ拡大**

令和 8 年度に向けて

- 近年、事業内容を拡充すると共に、事業者数を順次拡大
- 区部においては、児相設置区が社会的養護自立支援拠点事業を一部実施都として広域的な事業実施に必要な規模等について引き続き検討

(近年の拡充・見直し内容)

R 5	・相談員の追加配置による体制の強化 ・心理士や保健師を非常勤として雇用 ・法律事務所と連携し、法的トラブルに対応する相談体制を構築 ・事業者数拡大（2 か所→3 か所）
R 7	・「一時避難的かつ短期間の居場所の提供」を任意事業として追加 ・委託事業から補助事業に見直し ・事業者数拡大（3 か所→4 か所）

社会的養護自立支援拠点事業（ふらっとホーム事業）について

（参考）令和7年度 拠点設置（予定）場所

※「ながれる」は8月開所予定

子供の家
ゆずりは・ながれる

ブリッジフォースマイル
PORTあきば

リーチ奨学育英会

※9月開所予定

日向ぼっこ

- ：既存3法人
- ：新規1法人
- ：拠点事業実施区
- ：拠点事業未実施区

